

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和5年2月1日	九州みやび観光株式会社 (法人番号9340001006276) 代表者本村雅樹	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和4年12月21日、監査実施。2件の違 反が認められた。(1)点呼の記録事項義 務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗 務員台帳の記載事項義務違反(運輸規 則第37条第1項)	12	12	12	12
	鹿児島県鹿児島市石谷町 1279番地6	鹿児島県鹿児島市石谷町 1279番地6							
令和5年2月21日	有限会社松浦観光(法人番 号8310002019842)代表者 今里洋子	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和4年11月22日、監査実施。1件の違 反が認められた。(1)乗務員台帳の記載 事項義務違反(旅客自動車運送事業運 輸規則第37条第1項)	0	0	0	0
	長崎県松浦市志佐町栢木 免1744番地8	長崎県松浦市志佐町栢木 免1744番地8							

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和5年2月28日	有限会社朝田観光バス(法人番号5290002052254)代表者伊藤智津代	対馬営業所	輸送施設の使用停止(175日車) 文書警告	道路運送法(以下「法」)第12条第1項、法第27条第3項、法第29条の3、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条、車両法第49条	令和4年2月22日、監査実施。15件の違反が認められた。(1)運送約款の揭示義務違反(道路運送法(以下「法」)第12条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(3)アルコール検知器備え義務違反(運輸規則第24条第4項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)全従業員に対する指導監督違反(運輸規則第38条第5項)、(12)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条)、(13)点検整備記録簿の記録保存義務違反(運輸規則第45条、車両法第49条)、(14)輸送の安全に関わる情報の公表違反(法第29条の3)、(15)輸送の安全に関わる情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)	18	18	18	18
	福岡県久留米市田主丸町益生田1229番地の1	長崎県対馬市美津島町鶏知字久須ノ濱乙766 - 1							